電子記録債権・振込への切替えはお早めに！

2026年の手形の利用廃止

小切手の全面電子化へ

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しております。これをもとに、産業界・金融界が連携して2026年までの手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。早期に電子的決済サービス(※)への移行をご検討ください。

(※)電子記録債権(でんさい等)とインターネットバンキング(IB)による振込

お早めに電子的決済サービスへ移行しましょう！

ポイント1 政府は約束手形・小切手の利用廃止の方針

政府は、「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」との方針を示しています。

※「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(内閣官房)」より

ポイント2 手形・小切手の利用は毎年減少

手形・小切手の利用枚数はピーク時から約20分の1に減少しています。

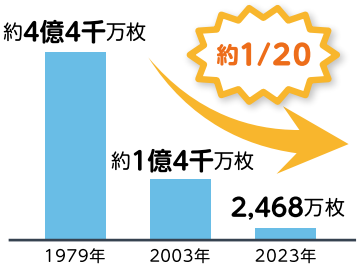

※「全国手形交換高」、「電子交換所における手形交換高」より(一部推計)

ポイント3 電子的決済サービスの利用は毎年増加

代替手段の1つであるでんさいの利用件数は年々増加しています。

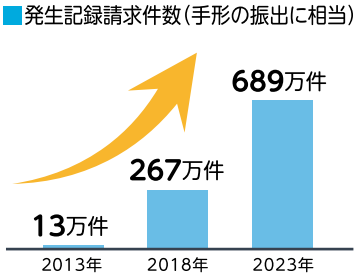

※「でんさいネット請求等取扱高」より

あいづしんくみ 会津商工信用組合
会津信用金庫
あぶくま信用金庫
いわき信用組合
郡山信用金庫
白河信用金庫
須賀川信用金庫
相双五城信用組合
大東銀行
東邦銀行
二本松信用金庫
ひまわり信用金庫
福島銀行
福島縣商工信用組合
福島信用金庫

受取・支払企業の双方にメリット！

電子化で負担のない取引へ！

紙の手形を電子記録債権（でんさい等）に、紙の小切手をインターネットバンキングによる振込に移行することで、支払企業と受取企業の双方に以下のメリットがあります。

支払企業

コスト削減
- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

事務負荷軽減
- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

リスク低減
- ✓ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

場所を選ばず利用可能
- ✓ いつでも・どこでも非対面の決済取引
- ✓ 金融機関・郵便局等への訪問不要

受取企業

資金繰りの円滑化
支払い期日に自動入金。電子記録債権は必要な分だけ分割して利用可能。

支払までは簡単3ステップ！

電子的決済サービス導入の流れ（支払利用）

コストメリットや会計システム、支払手続きの変更などを確認し、電子的決済サービスの導入を以下の流れで行います。

STEP 1 取引金融機関へご相談

専門スタッフの派遣や導入サポートのサービスを提供している金融機関もございますので、金融機関担当者にお問い合わせください。

STEP 2 取引先企業へご案内

電子記録債権やインターネットバンキングによる振込への切替えを案内し、振込先の口座情報等、必要な情報を確認します。

STEP 3 取引金融機関への申込／社内の導入準備

社内の事務手続きや管理手順の見直しなどを行い、初期設定をします。

- ✓ 利用申込
- ✓ 管理手順
- ✓ 事務運用方法
- ✓ 初期設定